



島根県報

令和元年9月24日（火）

第 4 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(")	2

【告 示】

救急病院の申出の撤回	(医 療 政 策 課)	2
換地処分	(農 村 整 備 課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	3

【公 告】

公共測量の実施（2件）	(技 術 管 理 課)	4
-------------	-------------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第31号）

- 1 規則の概要
地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う規定の整理
- 2 施行期日
令和元年10月1日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第32号）

- 1 規則の概要
地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う規定の整理
- 2 施行期日
令和元年10月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第31号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2総務部の表税務課の項第3号部長専決事項の欄の(2)及び(3)中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第32号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第6項の表事務所の項第7号中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告 示**島根県告示第251号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院として認定した次の医療機関について、同項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和元年 9 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認定の失効年月日
日立記念病院	島根県安来市安来町1278-5	令和元年10月1日

島根県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和元年9月2日付けで県営土地改良事業に係る佐田地区（須佐工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和元年 9 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第253号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和元年 9 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田駅前ビルEAGA 島根県益田市駅前町1番30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

益田市長 山本 浩章 島根県益田市常盤町1番1号

石見交通株式会社 取締役社長 小河 英樹 島根県益田市幸町2番63号

有限会社亀地 代表取締役 亀地 憲二 島根県益田市西平原町1636番地2

片山 政祐 島根県益田市中島町口199番地2

亀地 憲二 島根県益田市駅前町17番1-1002号

郷原 良祐 島根県益田市元町16番9号

島田 満博 島根県益田市駅前町15番22号

タクミ商事株式会社 代表取締役社長 棕 忠治郎 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午前0時

(4) 変更する年月日

令和元年 9 月 11 日

2 届出年月日

令和元年 9 月 10 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年 9 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年 9 月 4 日から同年11月18日まで

3 作業地域

出雲市灘分町、平田町及び西代町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年 9 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年 9 月 4 日から同年12月13日まで

3 作業地域

出雲市灘分町地内